

第 10 回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 10 月 28 日 午後 3 時 30 分から

2 開催場所 由仁町役場 3 階大会議室

3 議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分 1 件)

日程第 4 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定
による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転 2 件、賃貸借 2 件)

日程第 5 議案第 3 号 土地の現況証明願について (1 件)

4 出席
委員

1番 本間俊明	2番 高嶋雅彦	3番 中道雅彦
4番 川端敦	5番 杉本道哉	6番 上野祐司
7番 鷺見幸生	8番 森長正徳	9番 橋口善一郎
10番 松田一博	11番 北川正則	12番 西田勝敏
13番 田中昭一	14番 川崎浩樹	15番 佐藤弘之

5 事務局
説明員

局長 青木祐次 主査 高山亮一

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしく願います。
ご着席ください。

局長 ただいまから令和4年第10回総会を開会いたします。
開会にあたりまして、上野会長からご挨拶をいただきます。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の議長となり、議事を進行していただきます。
よろしく願います。

議長 本日招集いたしました令和4年由仁町農業委員会第10回総会の出席者は15名です。

議長 委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規定により、第10回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により私から指名いたします。
2番 高嶋委員、3番 中道委員を指名いたしますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたします。
本日の総会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 意義ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

（議案朗読）

局長 議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

（内容説明）

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

議案の2ページをお開きください。

本件は、耕地改良及び土砂採取に伴う一時転用申請であります。

申請者は、土地所有者である川端自治区の■■■■氏で、事業実施者は、由仁町川端の■■■■です。

事業実施場所につきましては、川端1577、1578の1筆の田と1筆の畑で、転用面積は31,061㎡です。

転用期間は、令和4年11月28日から令和7年11月27日までです。

立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の3ページをお開きください。

申請地は、安平町との境界付近にある川端地区で、■■■■氏の住宅の東側にある白線で囲まれた農地です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、西田部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、10月20日農地部会を開催し、審査を行った結果、部会として許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、当農業委員会として許可することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第2号『農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について』
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、由仁町より決定を求められた別紙農用地利用集積計画の決定について、その可否の決定を求めるものでございます。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第2号について、ご説明いたします。

本件は、所有権移転の売買が2件、賃貸借が2件の農用地利用集積計画です。利用権の設定時期については、集積計画公告予定日の11月1日です。

本件の譲受人及び借受人である農業者は、
農用地利用集積計画の内容が由仁町の基本構想に適合する。
全ての農用地について耕作または養畜を行う。
農作業に常時従事する。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。
の各要件を全て満たしているものと判断しております。
それでは議案5ページをお開きください。

1番と2番については、先月の総会で決定し、公社への買入要請を行った結果、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

1番ですが、土地の所在は山形 242 から 252 までの3筆の田で、合計面積は26,881 m²です。

売買価格は■■■■千円で、譲渡人は栗山町字富士の■■■■氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は栗山町字富士の■■■■です。

以上で議案第2号の1番の説明を終わります。

議長 議案第2号の1番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の1番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の1番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 引き続き議案第2号の2番を議題とする前に、会議規則第10条の関係から [] には退席していただき、議事を進めさせていただきます。

([] 委員退席)

議長 それでは議案第2号の2番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 2番ですが、土地の所在は光栄72-1から98-1の6筆の田で、合計面積は94,140㎡です。
 売買価格は [] 千円で、譲渡人は下古山自治区の [] 氏、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
 なお、事業参加者は下古山自治区の [] 氏と [] 氏です。
 以上で議案第2号の2番の説明を終わります。

議長 議案第2号の2番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
 ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
 議案第2号の2番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
 よって、議案第2号の2番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

([] 委員着席)

議長 議案第2号の2番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしましたので、 [] 委員に報告します。

議長 引き続き議案第2号の3番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 それでは議案6ページをお開きください。
3番と4番については、8月の総会で決定し公益財団法人北海道農業公社が買入した農地を農地保有合理化事業参加者に対し賃貸借するものです。
3番ですが、土地の所在は古川 350 から 352 までの3筆の畑で、合計面積は22,652 m²です。
賃貸借期間は、令和9年8月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。
貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古川自治区の 〇〇〇 氏で、新規の案件です。

4番ですが、土地の所在は古山 104-1 から光栄 127-1 までの4筆の田で、合計面積は13,654 m²です。
賃貸借期間は、令和9年8月23日までの5年間で、賃貸借料は、年間 〇〇〇〇 円です。
貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の古山自治区の 〇〇〇 氏で、新規の案件です。
以上で議案第2号の3番と4番の説明を終わります。

議長 議案第2号の3番と4番の内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号の3番と4番については、農用地利用集積計画により取り扱うことにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号の3番と4番については、農用地利用集積計画により取り扱うことに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『土地の現況証明願について』を議題といたします。事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『土地の現況証明願について』
土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願があったので、証明の可否の決定を求めるものでございます。
内容については、高山主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査 議案第3号について、ご説明いたします。
本件は1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いです。
申請地については、本日、会長他6名の役員で確認をしております。
議案の8ページをお開きください。

1番ですが、現況証明の申請者は、由仁2区の■■■■氏です。土地の所有者は■■■■氏の父親である■■■■氏となっておりますが、既に亡くなっており、現在、相続人である■■■■氏に名義を変更する手続きを行っているとのことであります。

申請地は山形561で、公簿地目が田となっておりますが、現況は原野であり、既に現況は農地ではございません。

図面により、申請地の所在を説明しますので、議案の9ページをお開きください。

申請地は、山形地区にある北海道ニプロ(株)の北側に隣接する白線で囲まれたところで、草木が生えており、現在は、田ではなく、原野となっています。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議長 内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第3号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第3号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長

おはかりいたします。

本日予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 6 時 00 分)

議事録署名委員

2 番

高嶋雅彦



3 番

中道雅彦

